



平成 25 年 7 月 29 日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 里見 利夫  
コード番号 8070 東証第一部  
問合わせ先 取締役管理本部長 須藤 隆志  
(TEL 03-5203-7690)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

株式の投資単位を引き下げることにより、投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うことといたしました。

※東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において、投資単位水準は 5 万円以上 50 万円未満の範囲が望ましいと規定されています。しかしながら、平成 25 年 7 月 29 日時点の株価をもとに今回の単元株数の引き下げが行なわれた場合、望ましいと考えられる投資単位水準を下回る可能性があります。当社といたしましては、今後も引き続き企業価値の向上および株価向上策に取り組み、東京証券取引所の投資単位水準を上回るよう努めてまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更します。

##### (3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は <u>500</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。  <u>附則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 25 年 10 月 1 日をもって</u> <u>その効力を生じるものとし、効力発生日までは</u> <u>従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 7 条 当会社の単元株式数は 500 株とする。</u> <u>なお、本附則は第 7 条の変更の効力発生效后これを</u> <u>削除する。</u>

(ご参考) 平成 25 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更される  
こととなります。

以 上